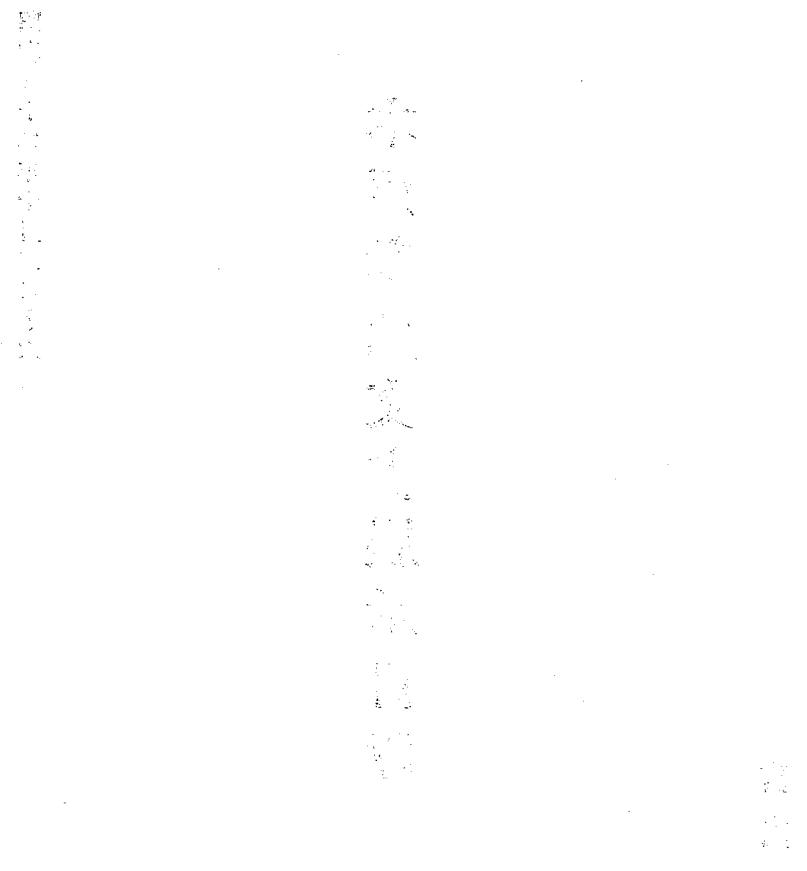


昭和五十二年十月四日～六日

# 木戸孝允文書展示目録

宮内庁書陵部



誓文並びに誓式

一上ノ議事所ニ於テ

皇帝陛下臨御列侯會同三職出座  
如ク坐配議事式如クス  
但下參興者席三列坐スニ

總裁職盟約書ヲ詠ニ終リ議定誦參入申

央ニ進ミ各印ヲ記ス

次ニ列侯同之

一置約式終リ列侯退ク次日約書寫ヲ以テ

天下ニ布告ス

誓體約

一列侯會議ヲ興ニ萬機公論ニ次スヘ

ホニ官氏二途庶民ニ至レ追各其志ヲ遂ゲ入心シ

テ倦マサラシカルヲ欲ス

ホニ上心ヲワニテ盛ニ經論ヲ行フヘ

ナロ智識ヲ世界ニ求メタニ

皇基ヲ振起スヘ

旧來ノ固陋ヲ破り宇内ノ

一微士粗服ヲ改メ賢能ニ讓ヒ

通義ニ進ス

右ノ條々公平簡易ニ基キ

聯列侯庶民協心同力唯我日本ヲ保全ス

ルヲ要トニ盟ヲ立テ如斯背ク所アル勿レ

丙子十一月二日  
丁丑二月廿日三至九

圖書室  
64362  
25  
509 49

二十一

古時所食之木食案例所食多不  
同於此。或可宋人所食大抵如初志才云揚  
時夜甚。下子山而乃食。一僧云已生矣。  
人以爲然。故有至山食之文。形跡不復追尋。  
屏出。出。仰望。仰望。一月即亮。因名。高  
山。高。六。名。

聖朝之時，士人之學，皆以考據為先。故其說，多以考據為本。雖有考據，而無考據，則其說，亦復何異於考據者乎？

木戸孝允日記 明治10年5月6日条

## 木戸孝允文書

当書陵部では、このたび十年にわたる明治天皇紀の公刊事業を完結したが、本年度の図書特別展示会では、これに因んで主題を近代史に取り、架蔵近代史料の白眉と称すべき木戸孝允文書を展示することとした。

わが国が幕末以来幾多の難局を切りぬけて、近代国家としての進路を一定し、社会を安定させるには、蓋し維新後なお十年の歳月を必要とした。木戸孝允は、この間における最大の政治指導者の一人であつて、倒幕運動を推進して明治維新の実現に貢献し、ついで政府の中枢に地位を占めて新政の指導に任じたことは、今あらためて説くを要しない。孝允の歿したのは今を去る百年、明治十年西南の役のさなかであったが、木戸孝允文書は、孝允の修業時代の嘉永年間から維新後十年にわたる年代のものであつて、幕末維新时期の、特に孝允の維新後における地位よりして、明治初期の政治史料として最も重要なものの一つであることは周知のこところである。

当部に架蔵するこの文書は、戦後木戸家より献上されたものである。その内容は、朝廷及び藩政厅宛の建言・歎願書類の草案、自叙と題する覚書、家族・知友宛の書翰、詩歌の稿、日記等にわたる孝允自筆の文書・記録と、孝允に書き送った諸家の書翰等を主要なものとし、成巻文書四百二十一巻、日記類三十二冊、その他若干の文書類を数える。この中で成巻文書は、かつて「松菊木戸公伝」（昭和二年刊）の編纂に際して木戸家において主要文書を選択整理したもので、天の部（六十三巻）、地の部（八十四巻）、人の部（二百四十四巻）、特の部（二十三巻）、番外（七巻）の五部に分けて各々装幀を異にし、各巻一点

乃至数点の文書を収載している。天・地の二部及び番外の部の諸巻は主として上記の孝允自筆文書を收め、人の部は三条実美・岩倉具視あるいは吉田松陰・坂本龍馬の如き政府の要路、長州藩内外の同志・知友等から孝允に宛てた書翰を集め、その人数は二百七十人余の多きに及んでいる。また特の部は孝允の家族・親戚間の書翰を收めるものである。なお、天・地の二部及び番外の文書は、現存する孝允自筆文書の大部分を占めるものといわれ、その多くは日本史籍協会叢書の「木戸孝允文書」にも収録、刊行されている。

以上のように本文書は頗る大部なものであつて、これを全面的に展示すれば、維新草創期の国政進展の跡を通観し、あるいは幕末維新に活躍した人材を一堂に会する壯觀を偲ぶこともできよう。ここでは陳列スペースの制約上その大体を示すにとどめ、建言類・自筆書翰・諸家書翰・詩歌草稿等からそれぞれ適當と思われるもの若干を選び、日記類と併せて展観することとした。

## (一) 建言類

### 一時勢論

吉田松陰添削  
嘉永六年

嘉永六年六月ペリーの率いる米国艦隊が浦賀に来航して修交を求め、明春回答を得るため再来すべきことを告げて退去した。時に剣術修業のため江戸に在った孝允は、外敵撃攘のために士気の作興をはかることが急務であるとし、その要道五条を挙げて藩主に建言しようとした。展示の文書はその草稿で、たまたま江戸に来遊した吉田松陰に批正を請い、その添削を得たものである。書中に見られる添削の文字は松陰の筆蹟である。

### 二 長芸両藩出兵協約箇条書

慶応三年十一月

慶応三年九月長州・芸州両藩の間に討幕出兵の盟約がなされたが、ついで事態の進展にそなえるため、十月三十日周防国新湊において両藩世子の会合が行われ、これに陪席した孝允は翌十一月一日芸藩世子の船に便乗して広島に赴き、三日同藩の要路と出兵の手続きなどの細目について協議約定した。その協約の条項は、芸藩世子の出動以下の六項にわたるもので、この後同月下旬両藩の出兵に際しては、これに基づいて協同作戦がとられた。展示の文書は、孝允がこの協約の箇条を筆写したものである。

### 三 版籍奉還の建言

明治元年二月

孝允は維新草創の際、新政府に実権がなく、諸藩が依然割拠する形勢を深く憂い、大政一新の実効をあげるために、諸侯の領有する土地・人民を収公し、封建政治体制を撤廃することを緊急の要務とした。展示の文書は、明

治元年二月孝允がこの意見を草して政府に提出し、速やかに英断を下すように請うた建言書の写で、孝允の自筆にかかる。なおこの建言は、版籍奉還の必要を政府に建議した嚆矢といわれるもので、孝允はこの後藩主毛利敬親を説き、大久保利通その他に謀つてこの議の推進につとめた結果、翌二年正月薩長土肥四藩主による版籍奉還の請願を見るに至つた。

#### 四 国是一定誓約の建言書及び会誓式 明治元年三月

五箇条の御誓文の原案は、初め参与三岡八郎（のち由利公正）が起案し、参与福岡孝弟が修正したものである。この案の主旨とするところは、施政の基本とすべき綱領について、天皇始め諸侯等が会盟するというにあつたが、会盟という方式について異論が強く、一時紛議を生ずるに至つた。時に孝允は、いまだに鎖国攘夷論を執る一部士民の動向を憂い、明治元年三月、すべからく国是を一定し、天皇が群臣を率いてこれを神明に誓い、天下に宣布すべきことを建言し、またこの建言の趣旨にそつて福岡案の訂正を試みたのである。展示の文書の一は、この建言書の控で、孝允の筆写にかかる。その二は福岡案による会盟の式次第及び盟約条項に孝允が加筆修正したもので、「会盟式」を「会誓式」、「盟約」を「誓」に改め、「徵士期限ヲ以テ」云々の項を削除して、新たに「旧来ノ陋習ヲ破り宇内ノ通義ニ從フベシ」の一項を加え、その他条項の配列順序にも変更が加えられている。この孝允の建言及び条項の訂正案は廟議の採用するところとなり、これに基づいて御誓文の神前誓約の方式が定められ、条文の修正がはかられたのである。（口絵写真あり）

#### 五 蝦夷地經營に関する意見書 明治元年三月

明治元年三月二十五日副總裁岩倉具視は聖旨を奉じ、三職及び徵士を議事所に会し、箱館裁判所の設置、同所総

督・副総督・参謀の人選、蝦夷地の改称並びに南北二道を立てるとの三箇条について諮詢した。本書はこれに連して孝允が提出した意見書の文案である。すなわち箱館裁判所総督の速やかな人選と皇族をこれに充て、任期を四年とし、副総督は公卿・諸侯の中より任命すること、早急に測量家を差遣して地形を調査し、その地勢により南北二道・諸国に分割して名称を定めること、開拓志望の諸侯に土地を分与して開拓に従事させること、従来蝦夷地より徵した諸税はすべて開拓費に充てること、宗谷辺は樺太に近接しているから別に一府を立てるべきことなどを建言している。なおこの後四月十七日箱館裁判所総督に対しても示達された開拓方針の覚書には、この意見書の文面が全面的にとり入れられている。

## 六 北越出張の請願書

明治元年八月二十九日

明治元年北越方面に出征した長州藩兵は、頗る頑強な抵抗に遭つて屢々苦戦し、八月二十九日には振武隊より士二名が上京し、孝允に長州軍の金穀不足の窮状を訴えた。このため孝允は、藩兵の辛苦を坐視するに忍びず、同日直ちに本書を朝廷に上り、みずから北越に赴き、軍需品などの輸送斡旋につとめて、征戦の円滑なる進展を図りたいとし、その出張の許可を要請した。しかし朝廷では枢軸の職務にたずさわる孝允を出張させることはできないとし、九月八日本書に付紙（本書の末尾にあり）をして孝允の請願を却下した。

## 七 会計に関する意見書

明治元年十一月

王政維新の実効を挙げるためには、速やかに会計の基礎を定めて軍務の基本を立てる必要があるとし、その具体策を述べた意見書の文案。すなわち会計の大本は、天下の収入を総括して五部に分かち、その三部を海陸軍、その一部を政府の諸費、その一部を救恤及び民政諸費に充てるべしとし、また会計局のなかに、五官諸府県の諸経費を

取調べる一局と、諸府県の貢税を取調べる一局を設置すべきことを提案している。なお本文書には年次の記載がないが、孝允の日記の明治元年十一月六日条に、この文書と同趣旨の記述が見え、同月二十四日条に、岩倉具視から会計・兵制の基本につき意見を求められたのに対し、返書を認めたことが見え、本文書もこれと関係あるものと推定される。

#### 八 教育振興に関する建言 明治元年十二月二日

孝允は王政復古の後一年、いよいよ新政を推進しようとするに当り、国家の富強を致し、「專庄政治」の復活を防ぐためには、一般人民の「無識貧弱」の状態を一変することが必要であるとし、そのためには文明諸国の制度を取り捨して学校を全国に興し、教育を普及することが一大要務であるとした。展示の文書は明治元年十二月、この所見を述べ、また教育事業の遠大なることを説いて、速やかに廟議を決定すべしと建議したもので、孝允の筆写にかかる。

#### 九 非禄税議及び減禄制建言 明治六年十二月七日

維新後、政府は華士族に家禄を支給したが、その総額は歳出の約三分の一に達し、財政当局や政府要路者を悩ませた。孝允も既に明治三年十月減禄案を建言し、大蔵省も同五年に家禄処分に手をつけようとしたが、実現しなかつた。一方、陸海軍の拡張は当時の急務であつたので、その費を得るために華士族の家禄に課税する議が起つた。しかし家禄は旧知行高に遠く及ばないので、更にそれに課税するのは、特に士族の生活を圧迫し、その不信を招く恐れがあつた。士族を国民の根幹と考える孝允は、士族の立場を深く理解し、家禄に課税するよりは、むしろ減禄を実施し、禄券を付与するほうがよいと主張したのが、この建言である。しかし結局政府は華士族の家禄課税に踏み切った。

み切り、この月二十七日家禄税法を公布した。

## 一〇 征台を不可とし辞官を請う表 明治七年四月十七日

明治四年十一月台湾に漂着した琉球島民が原住民に殺害された事件に端を発して、征台論が唱えられたが、政府は征韓論議の結着した後、この問題に取り組み、七年二月の閣議で出兵を含む台湾処分の基本方針を決定した。孝允は病のため閣議に出席しなかつたが、そのことを聞いて直ちに出兵に反対する意見書を草し、閣員の猛省を促した。しかし孝允の意見はほとんど省みられず、四月二日には台湾蕃地事務局の設置と事務総督以下の任命を上奏することになった。孝允はその上奏書に署名することを拒み、同月十七日この参議兼内務卿文部卿を辞する表を提出するに至つたのである。孝允は、昨年征韓の議をしりぞけ、内治優先の方針を宣言した政府が、卒然外征を可決するが如きは、天下に信を失うものとし、病氣を理由に辞官を決意したのである。

## 一一 地方官会議開院式勅語奉答 明治八年六月二十一日

附 地方官会議関係書類

地方官会議は、明治七年五月二日の勅により開催が決定し、同年九月召集の予定であったが、台湾出兵後の清国との紛議により延期し、翌八年六月二十日天皇の臨幸のもとに浅草本願寺別院において開院式が挙行された。展示の文書は、この日賜わった勅語に対する奉答案で、この月二日議長に任命された孝允の修正が加筆されている。孝允は式後直ちに議員に対し奉答案を示して意見を問い合わせ、翌二十一日議員を率いて参内、捧呈した。孝允は八月八日議長を辞したが、附出の書類は、開院後、事務局より「議長御在職中之記録纂集仕候間、一応奉入御覽候」として、孝允の許に送附されたものである。

(二) 自筆書翰 附家族書翰

三 村田藏六宛書翰 文久元年三月二十日

在江戸の孝允が帰省中の村田藏六（のち大村益次郎）に宛て、山尾要蔵（のち子爵山尾庸三）の露領行につき家族への取りなしを依頼した書翰。当時幕府は箱館奉行の建議に基づき、露領黒竜江方面の情況視察のため商船龜田丸の派遣を決めた。これに長州藩から桂右衛門と要蔵が航海術実習の目的で乗船を希望したため、孝允は龜田丸の船将で、かつ斎藤弥九郎の道場で同門の北岡健三郎に交渉する等、二人のために大いに斡旋した。本状はその孝允の尽力の一端を示すもので、藏六に対して、要蔵の露領行と旅費を貸与したことを知らせると共に、要蔵の遠行を家族が心配せぬよう慰諭して欲しい旨を述べている。因みに龜田丸は要蔵等を乗せて四月二十八日箱館を出港、八月九日帰還した。

一 横村正直宛書翰 明治二年七月二十七日

横村正直は通称半九郎、龍山と号し、長州藩士。維新後京都府に出仕して大参事・知事等を歴任、孝允の眷顧のもとに、十三年の長きにわたり京都の行政に功があつた人。本状は京都府権大参事に就任早々の正直に宛て、兵部大輔大村益次郎が京阪出張の途にのぼつたことを告げ、京都の取締りと益次郎の身辺保護に意を用うべきことを述べたもの。その外、筆は朝変暮移、一刀両断の決のない政府の現状にも触れていて興味深い。因みに孝允の警告通り、益次郎は京都到着後刺客に襲われ、ついで襲撃犯人の処刑をめぐって、いわゆる粟田口止刑問題を惹起するは周知の如くである。なお宛名の「十八直八」は「横」を分解したもの。

一四 横村正直宛書翰 明治六年三月九日

孝允が欧米歴訪中、京都府參事・鐵道寮御用掛横村正直に宛てた書翰。これより先明治四年十一月、孝允は欧米派遣の特命全権副使として、大使岩倉具視等と共に日本を出発し、米・英・仏・ベルギー・オランダの諸国を歴訪して六年三月九日祖国ベルリンに到着した。本書翰はベルリン到着の日に記したものである。書中、歐米での見聞に基づき、京都における製糸製絹業の育成と欧米への輸出の有望なること、わが国の鐵道の改良の必要性を述べ、またドイツが人民の輕浮挙動をおさえ、沈深実着に帰せしめ、今日の富強をもたらしたのに倣つて、わが国人民も漸進して眞の開化に至るべきことを説いている。

一五 久米邦武宛書翰 明治六年四月二十六日

歐州巡歴中の孝允は明治六年三月帰朝の命を受け、同年四月十六日岩倉大使一行と分かれて帰途に就き、七月二十三日帰国した。本書翰はその途次再度訪れたベルリンで、岩倉大使に隨行中の久米邦武に宛て記したもの。冒頭邦武の書状等を受け取ったことを述べ、更に同行中の厚意を謝すると共に、邦武が約束通り帰國後孝允の宅を訪問滞留するのを楽しみにしている旨を述べている。邦武はもと佐賀藩士で、和漢の学識が深く、明治四年同藩大属より太政官の権少外史に任せられて岩倉大使の隨行員となり、終始大使と行を共にして六年九月帰国した。後、その洋行中の見聞を記録した「米欧回覧実記」五冊を著わした。

一六 大久保利通宛書翰 明治七年十一月二十一日

參議兼内務卿大久保利通は明治七年八月台湾蕃地処分交渉のために全権弁理大臣となつて清國に渡り、數度の談

判接衝の末、十月三十一日清國と和議を結ぶことに成功した。孝允は、これより先台灣征討の挙に反対して參議兼文部卿を罷めて宮内省出仕となり、當時萩に帰郷していたが、日清両國の間に和議の成ったことを聞き、帰國の途上にあつた利通に送つたのが本書翰である。書中、利通の尽力により國威國權を全うして平和の終局を迎えたことを、天下万民のために大いに慶賀すると共に、わが國が眞の獨立を維持するに足る実績をあげるため、これを機に「将来不動百年之御目的」を確立すべきであるとの意見を開陳している。なお宛名の甲東は利通の号である。

二七 井上馨宛書翰 明治八年十一月八日

大阪會議の結果、明治八年三月參議に再任した孝允は、その時の盟友板垣退助と元老院章程問題等で意見を異にするに及んで、一旦は辞職を決意したが、守旧派の左大臣島津久光が政府部内での地歩拡大を図つていたことと、江華島事件の勃発により翻意し、引続き政務を担任した。しかしその後退助の内閣・各省の分離促進論に久光が賛同し、天皇の親諭によりそれが延期となるや、久光・退助は憤然官を辞したが、一方守旧・急進両派は囂々として政府を攻撃し、孝允はその非難の中心となつた。このため井上馨は孝允の窮状を坐視するに忍びず、十一月七日孝允を訪うて一先ず閑地につくことを勧説した。本状は翌日これに答えた書翰の案で、内政・外交共に多難な時に退隱することは出来ないので、引続き政局担当の決意をした旨を述べている。

二八 権村正直宛書翰 明治九年十一月二十六日

京都府権知事権村正直に対する返翰で、冒頭「山口県も案外之挙動」とあるのは、萩の乱を指す。明治九年十月二十四日より二十七日に至る間に、熊本・秋月・萩と相次いで不平士族が反政府の兵を挙げた。孝允は郷里萩の士族反乱に心痛し、みずから帰郷して鎮定に当らんことを願い出たが、果さぬうちに乱の終熄した事情を述べ、この

上は前原一誠等が全責任を負つて至当の罪に服することを望んでいる。更に孝允は来年一月京都行幸の予定と、旧藩主毛利元徳の同行を告げ、種々尽力を依頼している。なお正直は孝允より一歳下の同藩士で、終始親交あり、書翰の往復も頻繁であった。

一九 伊藤博文宛書翰 明治十年一月二十日

孝允は、明治九年三月、参議を免ぜられて閣外に去つたが、同年十月下旬熊本・萩等の士族の反乱が続発するに及んで、政府に長文の建言書を呈し、これ等が為政者の責任であることを指摘し、改善策六箇条を提案した。そこで政府は孝允を再び入閣に応じ難い旨を報じたものであるが、孝允はこれを認めた日の前日博文に、前々日大久保利通に來の経緯から入閣に応じ難い旨を報じたものであるが、孝允はこれを認めた日の前日博文に、前々日大久保利通に長時間面会して所信を吐露している。孝允が特に利通の内務卿辞任を望んでいたことが、この書翰によつて知られる。

二〇 尾崎三良宛書翰 明治十年三月十一日

太政官大書記官尾崎三良に対する返翰で、西南の役に關連して胸奥の苦衷を述べたもの。すなわち冒頭の「從來為三此<sup>(鹿児島)</sup>県<sup>(鹿児島)</sup>ニ全国之平均を失し、政府も兎角公正を誤」ったとは孝允の特論で、その更革を「第二之御一新」と考え、明治九年末政府に建議してその対策を述べたが、十分には採用されなかつた。ついで十年二月京都行幸に供奉中西南の役が勃発するや、孝允は出征を希望し、「触<sup>ミ</sup>薩<sup>ミ</sup>彈<sup>ミ</sup>候而斃<sup>ミ</sup>れ候ハ名僧之引導より好往生可<sup>レ</sup>致」との意気込みで三条太政大臣へ屢々上申したが、「終ニ御前へ引出され、嚴重之蒙<sup>ミ</sup>勅命」つて慰諭されたため出征を果さなかつたことを述べ、更に亂後の政府の施策が公正に行われるよう準備したいが、自分の意見が容れられる可能性

の少ないことを歎いている。三良は三条家の家臣で、もと戸田雅楽と称し、いわゆる七卿落に際しても実美に随つて西下した。維新後は官途に就いて法制局長官に至り、後に男爵を授けられた。

### 二　夫人松子宛書翰　明治十年五月四日

明治十年一月下旬行幸に供奉して京都に赴いた孝允は、西南役の勃発によつて引続き同地に滞在して機務をみたが、その間発病し、五月二十六日上京土手町の別邸で死去した。この京都滞在の間、東京の夫人に送つた書翰約二十通が伝存するが、展示の書翰はその最後のもので、病状について「どふぞくはやくなおれかしとそんじ参らせ候、つもるしんばいおして一ときにいで候事と相見へ、にわかによわり、こまり参らせ候」と衰弱の様子を伝えているのがいたましい。

### 三　夫人松子書翰　明治五年七月十四日カ

夫人より欧米巡遊中の孝允に宛てた書翰で、留守中のことは心配なきように告げ、また山内容堂の死去（明治五年六月二十一日歿）を報じて、その病因は大酒にあるので、旅行中特に節酒を願う旨が認められている。夫人は小浜藩士生咲市兵衛の次女、のち故あって京に出て妓となり、勤王の志士を庇護したことは有名。長州藩士岡部利清の養女として孝允の夫人となる。孝允の歿後難髪して翠香院と号し、明治十九年四月、四十四歳で歿した。

### 三、養嗣子正二郎書翰　孝允添削　明治九年六月十日

孝允の養嗣子正二郎は明治四年から七年まで歐州に留学したが、孝允は正二郎が帰国後も日本文に習熟しないの

を憂い、書翰を認めてその練習に励むことを勧めた。展示の書状はその一例を示すもので、東奥巡幸に供奉中の孝允に送った正二郎の書状に、孝允が朱字をもつて添削し、更に書翰文練習の必要なことを附記して答報としたものである。正二郎は長州藩士来原良藏の次男で、母は孝允の妹治子であり、慶応二年養嗣子となつた。明治十七年十一月、二十四歳で歿した。

### (三) 諸家書翰

#### 吉田松陰書翰 嘉永六年九月十六日

鎌倉から江戸に戻った吉田松陰が、斎藤弥九郎の道場で剣術修業中の孝允に対し、用談のために來訪を請うた書翰。嘉永六年正月諸国遊学のため萩を出た松陰は、五月江戸に入り、安房の人鳥山新三郎の鍛冶橋外桶町河岸の家に滞在したが、七月長崎に露艦が来航するや、海外視察のためこれに投ぜんとし、九月十八日江戸を発足した。この長崎行を前にして松陰が鎌倉まで往復したのは、瑞泉寺に叔父竹院禪師を尋ねて外遊の相談をするためであったが、本状により孝允に夜間の足労を要請したのも、鎌倉行の結果、孝允と外遊につき何事かを謀る必要が生じたためと思われる。なお外封の署名の松陰蓬頭生は前年秋頃から用いられ、松陰はその後常用されるが、蓬頭生は安政元年まで以後所見がないようである。

#### 斎藤篤信斎書翰 安政三年二月七日

斎藤篤信斎は通称を弥九郎といい、越中国氷見郡仏生寺村の産。十五歳の時江戸に出て修業、特に剣技を磨き、飯田町に練兵館を開いて神道無念流を指南し、幕末江戸の三大剣客の一人に数えられた。また西洋兵術にも関心を

持ち、江川太郎左衛門（坦庵）と交り、その洋式調練に参加し、品川台場の築造を助けた。長州藩とは息男新太郎が嘉永二年に萩を訪れて関係が生じ、孝允は嘉永五年新太郎が再訪した際、同道出府して入塾した。その後孝允は斎藤塾の塾長を勤めたが、また篤信斎の紹介で太郎左衛門に師事して西洋兵学を修めた。本状はその関係で篤信斎が、芝新錢座における西洋銃陣の稽古始に当り、長州藩邸からも人員を派出して欲しい旨を孝允に依頼したもの。因みに芝新錢座には江川家の調練場があった。

## 二六

## 高杉晋作等血判状

安政五年十二月十一日

高杉晋作・久坂玄瑞等吉田松陰門下の五人が萩に幽囚の身の松陰に対し、義挙の時機尚早であることを説いた勧告状。安政五年六月幕府が勅許をまたずに日米通商条約に調印したのを契機に、松陰の言動は次第に過激に傾き、幕府の要路のひとり老中岡部詮勝襲撃を計画し、その準備を進めるに至った。これを松陰の書翰によつて知つた在江戸の晋作等が、事態を憂慮し、血判して松陰に書き送つたのが本状である。「義旗一挙」は今の情勢下では極めて困難で、かえつて社稷の害を招くことになるから、暫く時機の来るまで自重することを勧めている。五人が連署して血判しているところに、師を思う切実の情が酌みとれる。血判状を見た松陰は、門人の岡部富太郎に宛て書翰を送り、「中谷・高杉・久坂等ヨリ觀望ノ論申来候、皆々僕が良友ナルニ、其言如レ此、殊ニ高杉ハ思慮アル男ナルニ、シカイフ事落着ニ及不申、皆々ヌレ手テ粟ヲンカム積リカ」と慨嘆している。

## 二七

## 平山兵介書翰 文久二年正月十四日

平山兵介は諱を繁義といい、水戸藩士。安政五年八月の水戸藩降勅に際し、奉勅の徹底を画策して幕吏に追及され、一時淡路国洲本に潜居。文久二年正月十五日、同志と共に老中安藤信正を坂下門外に襲撃した。本状はその兵

介が、信正要撃を明日にひかえ、孝允からの借用品を返却した際のもの。大事の決行を打明け、辞世の歌を添えている点、一種の遺書ともいふべき書翰である。文中「兼々御談申上候一件」とあり、孝允がこの件に関与していた事実が裏付けられて興味深い、なお兵介等の襲撃は坂下門外の変として名高いが、兵介は同志六人と共に鬪死した。時に年二十二。

## 二

坂本龍馬返翰

慶応二年二月五日

孝允が薩長密約の内容について、坂本龍馬に確認を求めた書翰に対し、誤りのないことを記した返翰。慶応二年正月初旬、孝允は薩長提携を協議するため上洛、薩摩藩邸に西郷隆盛等と会合して幕府に対する攻守同盟六箇条を密約した。この成約には龍馬の斡旋が与つて力があった。そこで孝允は、その事蹟を永く青史に残すと共に、六箇条の内容に齟齬のないようにするため、正月二十三日、大阪より龍馬に書翰を送り、「右六廉（中略）相違之儀も有レ之候ハ、必々御存分ニ御直し被<sub>レ</sub>成遣<sub>レ</sub>候而、此書状之裏ヘ乍<sub>レ</sub>失敬<sub>レ</sub>御返書御認め被<sub>レ</sub>下候」と依頼した。これに答えて龍馬がその書翰の紙背に朱書したのが本状である。因みに二十三日は奇しくも龍馬が伏見寺田屋で幕吏に襲われたが、危うく難をまぬがれた日で、孝允は後日見舞状を発して無事を祝うと共に、「六条之書御返与、御書拝見、安堵仕居申候」と謝意を述べている。

## 三

中村半次郎書翰

慶応二年四月六日

京都の薩摩藩邸にいた中村半次郎（のち桐野利秋）が、萩の孝允等三人に対し、品川弥二郎の上洛と無事を報じ、かつ贈り物について謝意を述べた挨拶状。弥二郎は慶応二年正月の薩長密約の後、孝允に従い一旦萩に戻ったが、京都の事情探索の藩命を帯びて三月六日上洛、以来薩摩藩邸に潜伏していた。また贈り物は、四月一日付の弥

二郎の孝允宛書翰によれば、「鍔ハ壱枚ハい十院（伊集院兼寛）、壱枚ハ中村へ遣し申候」とあり、弥二郎を通じて孝允から刀の鍔を贈られたことが知られる。因みに宛名のうち、早川亘は遊撃隊士早川渡、三好甚太郎は奇兵隊士三好軍太郎のことと、いずれも孝允が正月に上洛した際の従士。

### 三〇 大久保利通書翰 明治元年九月五日

明治元年八月政府は、一部の異論をおしきつて東京行幸を決定布告したが、たまたま旧幕府軍艦開陽・回天等の品川湾脱走事件が起きたと、京都では関東の形勢を危ぶみ、再び東幸反対論が強くなつた。時に京都に在つて東幸の議を促進していた孝允は、同月二十八日書翰を在東京の参与大久保利通に送り、他の要件と共にこの間の情勢を報知した。展示の書翰はこれに対する利通の返信であつて、書中、若し東幸が延期されると関東の經營は忽ち失敗に帰することを説き、脱走軍艦の行動は深く心配するに及ばないこと、行幸経費も調達の目途がついていることなどを告げて、東幸断行のために孝允の尽力を懇請している。なお利通はこの後上京して更に陳情するところあり、その結果期日の確定を見、天皇は九月二十日京都を発御、東京に行幸せられた。

### 三 大村益次郎書翰 明治元年九月七日

京都において東幸の促進に努めていた孝允が、旧幕府軍艦の脱走を聞いて、大久保利通に書翰を送り、京都の反響などを告げた。本状は利通宛の書翰を見た大村益次郎が、孝允の憂慮を払うため認めた書翰。益次郎は当時、軍務官判事兼東京府判事として東京に在勤し、東征の作戦を指導し、東京の治安を取締る立場にあつたが、おもに軍事・治安上の見地から楽観的な見通しを述べている。すなわち旧幕府軍艦については「令ニ沈没ニ之策」あること、松前には十分の派兵を予定していること、東京の治安は心配ないことなどが記されており、益次郎の国内鎮定作戦

に対する自信の程が文面に溢れている。

### 三 太田垣蓮月書翰 明治二年四月二十三日

孝允のもとめに応じ、その歌帖に自詠の和歌を認めて返却すると共に、孝允から贈られた謝儀の返礼として自作の茶器を進呈する旨を書き送ったもの。この日の孝允の日記にも「蓮月へ託せし歌帖、手作之陶器を送る」と見えている。蓮月は京都の女流歌人で、勤王家としても知られる。その詠歌を刻んだ手作りの陶器は、世人の賞讃するところであった。明治八年十二月、八十五歳で歿した。

### 三 西郷隆盛書翰 明治四年七月十七日

参議西郷隆盛が、その留守中に孝允から届いた書翰に対して送った返翰で、孝允の書面を披見したのが昨夜になり、そのため借用書類の返却が遅延したことを陳謝している。本状の日付は廢藩置県発令の三日後に当るが、山県有朋の談によると、隆盛は廢藩置県の発令が事前に薩摩藩邸内に洩れるのを恐れて、発令前夜、すなわち七月十三日夜は永田町の実弟西郷従道邸に宿泊したといわれる。本状によれば、隆盛は発令後もなお一晩帰宅するのを避けていたふしが窺える。

### 四 岩倉具視書翰 明治四年九月十二日

特命全権大使として欧米諸国に派遣のことが内定していた岩倉具視が、孝允に同行を要請した書翰。これより先孝允及び大蔵卿大久保利通は副使として具視に同行することが内議されたが、太政大臣三条実美・参議西郷隆盛等

が孝允・利通の一時に外遊することは政務遂行上支障が少くないとして反対した。しかし具視はその使命である条約改正の交渉を行うには是非両人の補佐が必要であるとし、九月十二日本書翰を孝允に送つてその意中を告げ、また両人の同行は各國政府に対する政略上の必要だけでなく、帰朝後の内政を施行するに当つても多大の利便があることを述べて副使任命を強く期待し、実美等の同意を得るよう尽力することを求めた。

### 三 条実美書翰 明治八年六月五日

明治八年六月五日参議大久保利通・同板垣退助・同伊藤博文等が廟堂に会し、先に元老院から提出された元老院章程の補正案について討議した。本書翰は太政大臣三条実美がその廟議の概要を孝允に報知し、早急に紛議を解決する必要を説いている。すなわち補正案の中の「元老院ノ議定ヲ不レ経モノハ法ト為ス可ラズ」という一条に関して、利通・博文がこの一条は天皇の大権を制限するものだから削除すべしと論じたのに對し、退助は、この条を削除すれば、去る四月十四日元老院設立に際し下された「立法官ヲ被置立法ノ源ヲ広ムルトノ詔」は無意味になるべしと激しく抗論し、結論を得ずに終つたのである。因みにこの章程一条については、孝允も利通等と同意見で、後日、実美の意を承けて退助を説得し、漸く紛議の解決を見た。

### 三

#### 山県有朋書翰

明治十年四月二十四日

明治十年西南役に参軍として諸軍の指揮をとった山県有朋が、熊本奪回後の状勢と、今後の方策を報じたもの。冒頭の征討軍と「肥城聯絡相通」じたのは四月十四日で、熊本鎮台司令長官谷千城以下の鎮台兵が、二月下旬以来五十余日間の籠城に耐え抜いたことは、當時大いに称揚された。また文中に見える鹿児島への派兵は、本状を認めた前日の二十三日の軍議で決定したもので、二十五日には高島鞆之助指揮の別働第一旅団が宇土を発艦している。

鍋島直彬はもと肥前鹿島二万石の藩主で、明治九年三月侍従に任せられたが、西南役の勃発後、旧藩地の士民鎮撫のため、二月下旬に下向した。本書翰は、直彬が京都に帰つて孝允の病氣の重いことを聞き、早速旧藩地の景況を報告し、国家のため療養に努めるよう勧めたもの。文中「士民所持之銃器御借入之令」は、四月二十日征討総督府より傍近諸県に達せられたが、借入は名目で、あらかじめ銃器を収公して暴動を防ぐのを目的としたもので、賈令時の成否に対する直彬の危惧と、成功による安堵の様子がよくわかる。なお世界地図を刷りこんだ料紙は、明治五年渡米して半歳余にわたり制度文物を視察したこともある直彬の、海外に対する関心を物語るものとして興味深い。

#### (四) 詩 歌 文 章

##### 三 詩 稿

孝允は少壯の頃より詩作を好み、その遺稿も少なくない。この木戸孝允文書の中にも、孝允の少年の頃より明治十年に至る間の詩稿約五十篇が四巻に分けて収められている。展示の詩稿は、明治二年の秋箱根静養中の作詩の一部で、その中「夜坐思亡友」の一篇は、孝允の詩の中で最も著名なものである。孝允は九月十日宮ノ下の旅寓で大村益次郎遭難負傷の報に接したが、日記によると、翌日時事を憂いて感慨にたえず、この一篇を賦したのであった。なお孝允の詩稿は、日本史籍協会叢書の「木戸孝允文書」(巻八)にも収められ、詩集としては、歿後に編集上梓された「松菊遺稿」一冊(明治二十八年刊)がある。

三  
元  
歌  
稿

孝允は漢詩のほかに和歌も嗜み、歌稿若干が残されている。展示のものは、明治七年山口県に帰郷中の詠その他の筆録するところである。なお孝允の和歌は、日本史籍協会叢書の「木戸孝允文書」（巻八）にも収められている。

四〇  
江月齋遺集序

江月齋遺集は、長州藩士久坂玄瑞（江月齋と号す）の詩歌文章の遺稿をまとめたもので、玄瑞の親戚楫取素彦の発議により校訂編集され、明治十年出版された。玄瑞は、高杉晋作と共に吉田松陰門下の双璧と称せられた俊秀で、孝允とも親交があつたが、元治元年七月禁門の変に戦没した。享年二十五歳であった。孝允は素彦より序文をもとめられて懐旧の情にたえず、すなわち玄瑞の人となりりを叙べてその早世をいたみ、みずからは瓦全、今日に至つたが経世の功もなく、ただ忸怩として遺卷に対するものであると述べ、以て序文とした。展示の文書はその草稿である。なお孝允の草した序文としては、この外にも何礼之訳「万法精理」、村田保訳「英國議院章程」等の序がある。

(五) 日 記 類

四一  
嘉永五年道中記事

附御納戸御小遣控  
嘉永五年九月一同年十一月

二 冊

道中記事の一冊は、外題に「嘉永五王子ノ九月晦日／記事」とある。孝允は嘉永五年九月剣術修業のため江戸遊

学を許され、同月三十日同藩士数輩と共に萩を出発して江戸に向かった。本記は、萩出発の日に始まる自筆の道中日記で、海路大阪に出で、京都・伊賀上野・津・山田・鳥羽等を経験して、十一月十五日桑名に到着するまでを収める。孝允時に二十歳、記事は簡略ながら、旅する孝允の姿を偲ぶことができる。なお御納戸御小遣控は、この道中での金銭支出の控帳で、九月三十日より十一月十六日までを収め、宿錢を始め飲食その他の小遣いが記されている。

### 三 日々記事

嘉永六年正月一六月  
安政元年十一月一二年正月

二冊

第一冊は外題に「嘉永六癸丑ノ孟春／日々記事／桂大江孝允」とあり、嘉永六年正月一日より同年六月二十一日に至る記事を収める。すなわち江戸斎藤弥九郎塾における修業時代の日記で、その記事は、英氣鬱勃、剣技の鍊磨と経書・兵書等の学習にあけられた日常を伝え、またペリーの来航を迎えて緊張した長州藩邸の状況をも記している。第二冊は外題はないが、孝允の相州警衛地出動中の日記で、安政元年十一月二十二日から同二年正月九日に至る記事を収める。なお長州藩は嘉永六年十一月幕府から相州警衛を命ぜられ、宮田・原・三崎など三浦半島の要地に陣営を構えて沿岸の警備に当ったが、孝允もまた警衛地出動を命ぜられ、翌安政元年三月以来その勤務についていた。

### 四 豆行記事

安政元年十一月

二冊

第一冊の表紙に「豆行記事／五郎孝允」とある。安政元年十一月四日東海地方に起きた地震のため伊豆下田港では津浪の被害があり、碇泊中の露艦チアナ号も損傷した。仍つて孝允は同藩士中村百合藏と共に下田に赴いてその

状況を視察したが、本日記はその際のものである。首部の記事を欠いてるので往路の状況はわからかねるが、蓮台寺村に到着した十一月十一日に始まり、五日間にわたって下田一帯を視察した後、十七日帰途に就き、二十一日相州警衛地の宮田の陣當に帰着するまでの記事を収める。

四  
日記 明治元年四月一同十年五月

二十二冊

孝允自筆の日記。表紙には所載年月と冊次のみを記し、原題の記載はない。明治元年四月一日から同十年五月六日までを収め、国事映掌の次第が丹念に記載されている。なお本記は「木戸孝允日記」と題して日本史籍協会叢書に収め、刊行されている。(口絵写真あり)

# 木戸孝允略年譜

(○内の数字は関連ある展示書目の番号)

天保四年（一八三三）

一歳

六月二六日 長州藩医和田昌景の男として萩に生まれる。

安政二年（一八五五）

二三歳  
四月一〇日 これより先帰藩の途に就き、この日萩に帰着。  
五月一九日 東上のため萩を出立。在野山獄の吉田松陰送別の

天保一年（一八四〇）

八歳

六月一五日 この年藩士桂九郎兵衛孝古の養子となる。四月一

三日孝古死去。この日養家を継ぐ。通称小五郎、実名孝介。

嘉永二年（一八四九）

一七歳

一〇月一日 吉田松陰の門に入る。

安政五年（一八五八）

二六歳

六月一九日 幕府、日米通商条約に調印。

一一月二六日 藩命により帰藩の途に就く。

一二月一五日 久坂玄瑞、松下村塾々生の暴挙を諫止せんこと

を孝允に請う。  
二二月二十四日 吉田松陰を密かに杉家の囚室に訪う。

二二月二四五日 吉田松陰江戸に艦送される。

二七歳

嘉永五年（一八五二）

二一歳

九月三〇日 萩を出立、東上の途に就く。一月江戸に着き、

剣士斎藤弥九郎の門に入る。  
二二月二四五日 吉田松陰を密かに杉家の囚室に訪う。

二七歳

六月三日 米国使節ペリー浦賀に来航。この頃「時勢論」を草

する。  
二二月二四五日 吉田松陰江戸に艦送される。

二七歳

安政元年（一八五四）

二一歳

九月一六日 吉田松陰鎌倉より江戸に帰来、孝允に面談のため

來訪を請う。  
二二月二四五日 吉田松陰を密かに杉家の囚室に訪う。

二七歳

一一月 長州藩、相州警衛を命ぜられる。

二二歳

安政元年（一八五四）

二一歳

正月一六日 ペリー再び浦賀に来航。

二二歳

三月二七日 藩命により相州警衛地に赴く。  
二二歳

二二歳

同日 吉田松陰下田より米艦に投げんとして果さず。

二九歳

万延元年（一八六〇）

二八歳

三月三日 大老井伊直弼桜田門外にて殺害される。

二九歳

文久元年（一八六一）

- 四月二八日 藩士桂右衛門・山尾要蔵、幕船に搭じて箱館を發し、露領黒竜江地方に航行。孝允、右衛門らの乗船につき斡旋。<sup>(12)</sup>
- 文久二年（一八六二） 三〇歳  
正月一五日 水戸藩士等、老中安藤信正を坂下門外に要撃、これを傷つける。<sup>(27)</sup>
- 五月二二日 国事周旋の藩命を奉じ京都に到る。
- 文久三年（一八六三） 三歳  
五月一〇日 長州藩、米国船を下関に砲撃。
- 八月一八日 朝議急変、長州藩の堺町門守衛を解き、三条実美等の参朝を停止。
- 九月二三日 大阪を発し、海路帰藩。
- 元治元年（一八六四） 三二歳  
正月一八日 藩命により京摂地方に派遣。この日大阪に着き、ついで京都対島藩邸に入る。
- 六月五日 池田屋事件。
- 七月一九日 禁門の変。長州藩兵敗退。孝允但馬に退去潜伏。
- 八月五日 英・仏等四国艦隊下関を砲撃。
- 一月一六日 征長總督徳川慶勝大阪を発し広島に至る。
- 慶応元年（一八六五） 三三歳  
四月八日 但馬出石を発し帰藩、二六日下関着。
- 九月二九日 藩主の命により木戸貫治と改称。
- 慶応二年（一八六六） 三四歳
- 正月二一日 これより先上京、京都薩州藩邸に入る。この日小松帯刀・西郷吉之助と薩長同盟の約を結ぶ。<sup>(28)(29)</sup>  
正月二十五日 大阪を発し帰藩、二月六日山口に帰り復命。  
六月五日 八月二二日 幕府、將軍徳川家茂の喪により征長の兵を停め再び藩命をもつて木戸準一郎と改称。
- 九月二七日 薩長二藩に討幕の密勅降下。
- 一一月三日 広島に赴き、長芸両藩出兵につき協定。<sup>(2)</sup>  
一一月一八日 三田尻で西郷吉之助等と出兵の方略を協議。  
一二月九日 王政復古の大号令渙発。
- 明治元年（一八六八） 三五歳  
正月三日 烏羽伏見の役。
- 二月 二月二一日 入京。ついで總裁局顧問を拝命。  
諸侯の版籍奉還を建議。<sup>(3)</sup>
- 三月 三月一四日 天皇、天神地祇を祭り、國是五事を誓わせられる。<sup>(4)</sup>
- 三月二十五日 副總裁岩倉具視、三職及び徵士に蝦夷地經營を諮詢。<sup>(5)</sup>  
閏四月二一日 參与に任じ、從四位下に叙される。

七月一七日 詔して江戸を東京となす。

八月二九日 北越出張を請願。⑥

九月二〇日 天皇、京都を発して御東幸。孝允供奉。⑩⑪

一〇月一三日 東京着御。

一一月二四日 岩倉具視の求めに応じ、会計・兵制の基本につ

き意見書提出。⑦

一二月二日 教育振興に關し建議。⑧

明治二年（一八六九）

三七歳

四〇歳

六月一七日 諸藩の版籍奉還を勅許。

九月一〇日 箱根静養中、大村益次郎遭難の報に接する。翌日

「夜坐思亡友」の詩作あり。⑬⑭

九月二六日 復古功臣の賞典あり。永世禄千八百石を賜わり、  
従三位に昇叙。

一二月 山口に帰郷。

三八歳

四一歳

明治三年（一八七〇）

二月一日 旧奇兵隊等の脱隊兵士の騒動を鎮圧。

六月一日 朝命により山口より帰京。

六月一〇日 参議を拝命。

明治四年（一八七一）

三九歳

四三歳

七月一四日 廢藩置県を発令。⑯

一〇月八日 特命全権副使を拝命。⑰

一一月一二日 遣欧使節横浜を出発。一二月七日米国桑港に到着。

着。

明治八年（一八七五）

四三歳

一月五日 帰京の朝命を奉じ山口を発して神戸に到着。

二月一一日 大阪にて大久保利通・板垣退助等と会談。

三月八日 參議を拝命。

明治五年（一八七二）

正月二一日 ワシントンに到着。

七月三日 米国より渡欧。一四日英國ロンドンに到着。㉑

一月一六日 仏國パリに到着。

一二月三日 太陽暦を採用、この日を明治六年一月一日とす

る。

明治六年（一八七三）

四一歳

三月九日 ベルギー・オランダ各国を歴訪、獨國ベルリンに到着。㉒

三月一九日 帰國の朝命を接受。㉓

七月二三日 横浜に到着、帰京。

一〇月二四日 朝鮮遣使の無期延期を勅裁。西郷隆盛等辞官。

一二月 祿稅賦課を非議。㉔

明治七年（一八七四）

四二歳

一月二十五日 文部卿を兼任。

四月一七日 征台に反対し辭表を上呈。㉕

五月一三日 參議兼文部卿を罷め、宮内省出仕を拝命。

一一月二一日 萩に帰郷中、日清談判の成功を賛し大久保利通

に書翰を贈る。㉖

四月一四日 元老院・大審院の設置、地方官會議開催の詔を発

布。<sup>(35)</sup>

六月一日 地方官會議議長を拝命。八月八日議長を免ぜられる。<sup>(11)</sup>

一〇月四日 これより先辞意を決したが、江華島事件勃発のため辭意を翻し、朝鮮派遣を出願。<sup>(17)</sup>

明治九年（一八七六）

三月二八日 参議を罷め内閣顧問を拝命。

六月二日 東奥巡幸に供奉。七月二一日帰京。<sup>(23)</sup>

八月三日 宮内省出仕を兼任。

一〇月二八日 前原一誠秋に乱を起す。<sup>(18)</sup>

四五歳

明治一〇年（一八七七）

一月二〇日 伊藤博文に書翰を贈り、入閣勅告を謝絶。<sup>(19)</sup>

一月二十四日 大和國及び京都行幸に供奉。

二月十九日 鹿児島県暴徒の征討を発令。

二月二三日 大臣・参議と共に機務に参与。<sup>(20)</sup>

四月一七日 征討総督熊本に入る。<sup>(36)</sup>

五月五日 皇太后・皇后、病氣御尋としてブドー酒を賜う。孝允、前日夫人松子に書翰を贈り病状を述べる。<sup>(21)(37)</sup>

五月一九日 天皇、孝允の上京別邸に臨幸、御慰問。

五月二十五日 黙一等に叙し旭日大綬章を授与。

五月二六日 葬去。勅して正二位を贈る。

六月四日 遺言により京都靈山に葬る。



